

保護者説明会において頂いた主なご質問やご意見

1) ご質問と回答

①精米所における衛生管理の課題が判明した件に関して、これまでに精米所の現地調査を実施していなかったのですか？

【回答】 精米所の現地調査を行うことはしていませんでした。業者選定の際には、保健所の食品衛生監視票で81点以上を条件として選定しており、営業所に関する食品衛生監視票等は求めていましたが、精米所に関する食品衛生監視票を求めていなかったことが課題であったと認識しています。

②保健所や市職員の誰かが一度でも精米所の現地調査を行ってれば、このような問題は起きなかったと思いますが、今後はどうするのですか？

【回答】 精米所における衛生管理の課題が判明した件を受けて、現在給食で使用している食材の納入業者の現地調査を既に実施しました。今後は、新規参入業者については必ず現地調査を行うとともに、保健所の食品衛生監視票、大阪府学校給食会による調査結果を組み合わせながら安全確認を行っていきます。

③現地調査は誰が行うのですか？定期的にしてもらえると安心ですが。

【回答】 新規参入時以降も、間隔は検討中ですが定期的に市職員による現地調査を実施していきます。また、市職員による現地調査がない期間も、納入業者に対し食品衛生監視票の提出を求めますので、その場合は保健所による現地調査が実施されます。

④保健所の食品衛生監視票は、どのような項目があるのですか？その確認は納入業者が自分で行うのですか？

【回答】 食品衛生監視票には、床が清潔に保たれているか、機械器具の清掃が行われているか、使用水の管理ができているかなどの項目があり、保健所の食品衛生監視員が現地調査を行い確認します。

⑤中学校給食についても、今後、小学校給食と同様の安全確認を行っていくと考えてよいのですか？

【回答】 中学校給食についても、この度の件を受けて委託業者の現地調査を実施しました。今後も、小学校給食と同様に安全確認を行っていきます。

⑥納入業者の現地調査を行った際には、その様子等の情報発信をしてもらえますか？

【回答】教育委員会ホームページを充実させ、納入業者の衛生状況等を含め、学校給食にかかる情報発信を積極的に行っていきたいと考えています。できるだけ早く内容を整理・追加等を行った上で更新し、保護者の皆様にも周知してまいります。

⑦精米所に課題があったことを報道で知り、保護者として給食への不安がありました。説明会の開催時期についてどう考えていますか？

【回答】説明会の開催がこの時期となったことを申し訳なく思っています。説明会の開催にあたっては、一定の調査結果を示さなければ不安を高めてしまう恐れがあると考え、鳩に起因するウイルス等にかかる精米の追加検査の結果（HP第5報）を受けた後、今後の取組み等を検討し調整した結果、二学期開始のこの時期となりました。

⑧異物混入や精米所における衛生管理の課題が判明した件に関して、給食の安全性にかかる調査結果などの説明をしてもらえないでしょうか？

【回答】異物混入に関しては、食材が届くまでの「製造段階」、給食室での「調理段階」、教室等での「配膳・食事段階」のすべてにおいて、現地確認及び聞き取り調査を実施し、どの段階においても可能性が低いことを確認しておりますが、どの段階においても、例えば衣服に付着していた異物が混入した等の可能性は否定できず、現時点で原因の特定には至っておりません。そのため、すべての段階において異物混入の防止対策を徹底していく必要があると考えています。

精米所の衛生管理の課題が判明した件に関しては、精米所への立ち入り調査を実施した枚方市保健所の「精米が汚染される可能性が極めて低く、健康被害が生じることは考えられない」との見解、専門機関による精米の検査結果（HP第3報）、追加実施された検査結果（HP第5報）といった専門機関による見解や検査結果によって、精米の安全性について判断するしか方法はないと考えています。なお、本市の給食調理においてはノロウイルス等の食中毒を起こさないよう、食品の中心温度が85度以上であることを確認し90秒以上の加熱処理を徹底しております。

⑨衛生管理に課題があった納入業者自身が行った専門機関による精米検査の結果を信用できるのですか？

【回答】追加検査（HP 第5報）を実施した機関は、法令等に明示された公平・中立な第三者機関として、厚生労働省に認められている食品衛生法上の登録検査機関です。

⑩衛生管理に課題があった納入業者の衛生面等が改善され、審査に問題がなければ、再度、その業者と契約することを考えているのですか？

【回答】この度の件が、子ども達や保護者の皆様に与えた影響を大変重く受け止めております。この先、安定した衛生管理や安全な米の提供が続けられ、守口市学校給食協会において、当該業者との契約について検討されることも考えられますが、現時点では、当該業者の精米使用を再開する目処は全くついておりません。

⑪調理業者の選定もしっかり行い異物混入を防止してほしいと考えますが、調理業者はどのように選定していますか？

【回答】調理業者については、公立学校等において自校方式により給食 1 回につき 300 食以上を提供していること、給食調理業務を 3 年以上継続して履行した実績があること、過去 1 年間に食品衛生法に基づく食中毒による営業停止等の行政処分を受けていないこと等を条件として、条件付の一般競争入札で選定しております。

なお、契約後においては、栄養士が学期に 1 回は全校を巡回し、調理業務の履行確認を行い、帳票等に不備があればその都度指導を実施するとともに、学校薬剤師による衛生検査として給食施設の設備や環境、食器の洗浄状況の検査、守口保健所による定期的な施設の一斉監視等を実施しています。

⑫危険異物の混入が発生した場合には給食を中止するとの説明がありましたが、その日の給食はどうなるのでしょうか？

【回答】例えば、大おかずにおいて危険異物の混入が発生した場合には、大おかずの提供を中止し、その他のパンや牛乳などのみを提供することとなります。その場合には、必要に応じて午後の授業をカットするとともに、速やかに保護者の方々への連絡を行います。

⑬教育委員会と守口市学校給食協会がしっかりと連携していくことが大切だと思います。二者間で力関係等はないのでしょうか？

【回答】守口市学校給食協会は、学校管理職や担当教員、PTA代表、教育委員会事務局職員で構成され、連携を図りながら学校給食運営を行っております。学校、PTAのご意見を反映しながら、よりよい学校給食の提供が行えるよう、守口市学校給食協会の機能を発揮させたいと考えています。

⑭保護者の意見を、どのようにして反映していこうとしているのですか？

【回答】守口市学校給食協会において、複数の各学校 PTA 代表の方に評議員等となっ
ていただいております、その PTA 代表の方が各校保護者のご意見を踏まえて出席いただくこととなります。そのためには、より多くの保護者の方に守口市学校給食協会について知っていただく必要があるため、今後、当協会の情報発信を行ってまいります。

⑮守口市学校給食協会や、新たに設置予定である守口市立学校給食安全安心検証委員会によって二重チェックが行われることは、学校給食の安全に繋がると思いますが、守口市立学校給食安全安心検証委員会はいつ設置されるのですか？

【回答】守口市立学校給食安全安心検証委員会については、11月中に設置できるよう準備を進めているところです。

⑯コロナ対策として行っている給食の黙食は、いつまで続けられるのでしょうか？他の自治体では黙食をやめているところもありますが。

【回答】給食を通して、楽しく会食することも大切であると考えていますが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面は、現行の学校における感染症対策(黙食を含む)を継続し、教育活動を進めていく必要があると考えています。

2) ご意見

①学校の先生は、子どもに寄り添い、子どもの事を考えて一生懸命指導している。教育委員会も上からではなく横から子どもに寄り添ってやっていれば、精米所の問題は起きなくて済んだと思います。しっかりやってもらいたい。

②企業の場合、原因究明が必要な事項は、いち早く情報を提供することが大事という考え方があります。初報でこのような状況であるとリリースすると少しは不安を感じずに動けたと思います。3カ月経ってからの保護者説明会の開催では、不満を掻き立てて余計に不安と不満が増大してしまいます。初報を出して状況を知らせた後、時間を欲しい等とアナウンスしていただきたい。

③今後の納入業者の選定にあたっては、安全性の確保はもちろんですが、給食費にかかる保護者負担についても配慮していただきたい。